

令和7年度 枚方市立樟葉北小学校 学校経営構想図

学校教育目標

自ら学び 自ら考え 認め合う子どもの育成

めざす学校像

学びあい、つながりあい、
一人ひとりの輝く未来をひらく学校

～自立、協働、創造に向けた
主体的な学びを支え、
可能性を最大限に伸ばす学校～

めざす子ども像

- ★努力する子ども
健やかでたくましい体と心をきたえる子ども
何事にも最後までねばり強くがんばる子ども
- ★考える子ども
自ら考え判断し行動できる子ども
自ら学ぶ喜びをもつことができる子ども
- ★思いやりのある子ども
自分を大切にするとともに、人の立場に立って
考えることのできる心あたたかい子ども

令和7年度の重点目標

「未来に向かって ともに成長できる学校づくり」

【児童理解・児童支援】

一人ひとりを大切にした教育の
推進

- ①自尊感情、自己肯定感、自己有用感を高める集団作り
 - ・1学期 自他理解
 - ・2学期 自他受容
 - ・3学期 自己表現・自己実現
- ②心理的安全性の高い居心地のいいクラスづくり
- ③児童理解力の向上
発達支持的生徒指導の実践
- ④非認知能力の育成

【授業づくり・授業改善】

いま求められる授業への理解と
授業改善の取組みの推進

- ①「話し合い活動」→各教科へ話し合い活動を活かした授業改善
- ②「話し合い活動」→課題解決型学習（PBL）へ話し合い活動を活かした授業改善
- ③「教え」から「学び」への授業改善
- ④5Cを意識した授業改善

【学校組織・分掌部会】

協同的で組織的な取り組みの
推進

- ①学年団（担任・担外）の協力関係によるチーム学年体制
- ②危機管理・学校安全の視点からの学校教育活動の見直し
- ③ユニバーサルデザイン・多様性を意識した学校運営
- ④業務改善の視点から学校教育活動の見直し

< 学校経営 >

Ⅰ. 令和7年度 学校経営方針

本校の教育は、日本国憲法・教育基本法をはじめとする教育関係諸法令に則り、人格の完成をめざし、平和で民主的な社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な人間の育成をめざす。

枚方市教育委員会の学校園の管理運営に関する指針を踏まえ、VUCA (Volatility (変動性)、Uncertainty (不確実性)、Complexity (複雑性)、Ambiguity (曖昧性)) の時代と称される予測困難な未来社会を迎えようとする中、自身のよさや可能性を認識するとともに、他者を尊重し、多様な人々と協働しながら、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手を育む教育を充実させるため、学校経営方針ならびに学校教育計画を策定する。

次世代を担う子どもたちには、超スマート社会 (Society5.0) に対応し、判断・行動のできる知 (確かな学力)、徳 (豊かな人間性)、体 (健康・体力) の調和のとれた「生きる力」の育成が求められている。

心身ともに健全で人間性豊かな調和のとれた児童を育成するために、個々の児童にしっかりと目を向け、「主体的・対話的で深い学び」につながる学びあい、高めあえる授業改善を推進し、個々の能力を伸ばし、支えあい、認めあえる心豊かな実践力のある、心身ともにたくましい児童を育成する。

(1) 学校教育目標

「自ら学び 自ら考え 認め合う子どもの育成」

(2) めざす学校像

学びあい、つながりあい、一人ひとりの輝く未来をひらく学校

～自立、協働、創造に向けた 主体的な学びを支え、可能性を最大限に伸ばす学校～

(3) めざす子ども像

- | | | |
|-------------|---|--|
| ○努力する子ども | : | 健やかでたくましい体と心をきたえる子ども |
| | : | 何事にも最後までねばり強くがんばる子ども |
| ○考える子ども | : | 自ら考え判断し行動できる子ども |
| | : | 自ら学びとる喜びをもつことができる子ども |
| ○思いやりのある子ども | : | 自分を大切にするとともに、人の立場に立って考えることのできる心あたかい子ども |

(4) 令和7年度重点目標

「未来に向かって ともに成長できる学校づくり」

(5) 基本方策3つの柱

【児童理解・児童支援】 一人ひとりを大切にした教育の推進

【授業づくり・授業改善】 いま求められる授業への理解と授業改善の取組みの推進

【学校組織・分掌部会】 協同的で組織的な取り組みの推進

2. 令和7年度 重点目標

「未来に向かって ともに成長できる学校づくり」

めざす学校像である「学びあい、つながりあい、一人ひとりの輝く未来をひらく学校」に向かうため、今年度は、児童も教職員もともに成長できる学校づくりを重点目標と位置づけ取り組むこととする。

まず、児童同士がともに成長するためには、心理的安全性の高い集団づくりが欠かせない。そのためにも普段から発達支持的生徒指導の充実により、児童の自己理解力や課題解決能力を高め、集団の中で安心して自己表現でき、自己実現を実感できるように取り組む。

また、昨年度まで校内研究として取り組んできた「話し合い活動」を基盤とし、各教科において「教え」から「学び」への転換、教科や日常生活の中の問いや地域・社会の課題に向き合い自ら考え対処する課題解決型学習（PBL）への授業改善を図り、児童が授業を通して仲間とともに成長できるよう授業づくりに取り組む。

教職員同士がともに成長し合えるためにも学校組織・分掌部会において校内OJTを推進することとし、昨年度からの取り組みであるユニバーサルデザイン・多様性を意識した学校運営、学年団（担任・担外）の協力関係によるチーム学年体制、業務改善の視点から学校教育活動の見直しは引き続き推進するとともに、新たに危機管理・学校安全の視点からの学校教育活動の見直しを行う。

（1）【児童理解・児童支援】

＜一人ひとりを大切にした教育の推進＞

- ①自尊感情、自己肯定感、自己有用感を高める集団作り
 - ・1学期 自他理解
 - ・2学期 自他受容
 - ・3学期 自己表現・自己実現
- ②心理的安全性の高い居心地のいいクラスづくり
- ③児童理解力の向上
発達支持的生徒指導の実践
- ④非認知能力の育成

（2）【授業づくり・授業改善】

＜いま求められる授業への理解と授業改善の取り組みの推進＞

- ①「話し合い活動」→各教科へ話し合い活動を活かした授業改善
- ②「話し合い活動」→課題解決型学習（PBL）へ話し合い活動を活かした授業改善
- ③「教え」から「学び」への授業改善
- ④5Cを意識した授業改善

（3）【学校組織・分掌部会】

＜協同的で組織的な取り組みの推進＞

- ①学年団（担任・担外）の協力関係によるチーム学年体制
- ②危機管理・学校安全の視点からの学校教育活動の見直し
- ③ユニバーサルデザイン・多様性を意識した学校運営
- ④業務改善の視点から学校教育活動の見直し

3. 令和6年度の留意事項

(1) 学校運営体制について

- ①学校経営方針等を教職員に周知し共有するとともに、責任を明確にした校務処理体制を確立し、校内組織の活性化を図る。
- ②企画運営委員会等を中心とした学校園運営組織を確立し、その機能的運用により諸課題に取り組む。また、関係諸法令等の趣旨を踏まえ、適正に職員会議を運営する。
- ③校区の現状や課題に応じながら、小中一貫・学力向上推進コーディネーター、小中一貫・学力向上推進リーダーが中心となり、校区小中学校が連携した指導体制の確立に努める。
- ④きめ細かな指導の充実と、小中学校を義務教育というまとまりとして捉え、「9年間の教育に責任を持つ」ということを教職員が意識した取組を推進する。
- ⑤「教職員の評価・育成システム」を実施し、日頃から全教職員の職務遂行状況の的確な把握・記録と日々の指導助言に努めるとともに、教職員の意欲・資質・能力の向上と学校の活性化を図る。
- ⑥学校評価について「学校教育自己診断」の結果等を活用した自己評価を実施するとともに、学校関係者評価として、学校運営協議会から提言や評価を受ける。
- ⑦学校評価結果を公表し「地域とともにある学校づくり」の視点から、家庭や地域との相互理解を深める。

(2) 学習指導について

- ①学習指導要領に示されている「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」の3つの力の育成をめざし、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進する。
- ②個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る。
- ③各教科の授業において、1人1台端末・ICTを効果的に活用させる。
- ④すべての教科等で、学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を育成する。
- ⑤授業において「コミュニケーションを行う目的や場面、状況」の設定を工夫し、英語で表現し伝え合う力を育成するための学習を充実させることにより、児童が実際のコミュニケーションにおいて活用できる英語力を身に付けられるよう努める。
- ⑥豊かな人生の実現や、災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成する。
- ⑦情報手段の基本的な操作の習得に関する学習活動及びプログラミングの体験を通して論理的思考を身に付けるための学習活動を、カリキュラム・マネジメントにより各教科等の特質に応じて計画的に実施する。
- ⑧かけはしプログラムの充実を図り、スタートカリキュラムによる就学前施設との段差のない教育を実践する。
- ⑨総合的な学習の時間をはじめとする探究的な学習活動においては、児童が多様な情報を活用し、異なる視点で意見を交流して互いの考えを深めるなど、協働して取り組む学習活動となるよう工夫する。
- ⑩実生活・実社会のリアルな課題を探究的に解決する課題解決型学習（PBL：Project Based Learning）を充実させ、問題発見・解決能力等を育成する。
- ⑪学習評価を行うに当たっては、学習指導要領の趣旨を適切に反映し、児童にどのような力が身についたかを的確にとらえると同時に、指導の改善につなげるため、指導と評価の一体化を充実するよう指導する。
- ⑫確かな学力を育むために、課題に正対した根拠に基づく研究内容を設定し、組織的に取組を進める。

(3) 特別活動について

- ①特別活動においては、児童の発達段階等を考慮し、創意工夫するとともに、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間等の指導との関連を図り、全体計画及び年間指導計画を作成する。
- ②学級活動等の指導においては、児童がよりよく行動できるよう、道徳教育の重点目標等を踏まえ、指導内容の重点化、内容の関連や統合等の工夫を図り、指導する。
- ③児童会活動においては、児童が集団や社会の一員としての所属感・役割意識・責任感を体得できるよう努めるとともに、異年齢集団の育成を図る。

(4) キャリア教育について

- ①9年間を見通して、児童が「学ぶこと、生きること」について、自ら目標を持ち、自ら考え、自己実現を図っていくとともに、将来社会人として自立し、より良い社会を創っていくことができる能力や態度を身に付けられるよう指導・支援する。
- ②進路指導にあたっては、主体的に進路選択・決定ができるよう、人権に十分配慮した適切な指導を行う。また、中学校区における9年間の教育活動全体を通じて、系統的・継続的な指導を推進する。

(5) 道徳教育について

- ①道徳科の授業においては、児童が道徳的価値を自分事として捉え、多面的・多角的に考えたり議論したりすることにより、自己の人間としての生き方について考えを深められるよう、児童の実態に即しながら指導を工夫する。

(6) 教育環境の活用について

- ①ICTを学校運営等に効果的に活用できるよう客観的数値をもとに取組を進める。
- ②様々な理由で学校に登校できない児童に対して、ICTを効果的に活用した取り組みを行う。
- ③ICTを取り扱うにあたり、教職員一人一人が「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」及び「学校情報セキュリティ対策基準等運用マニュアル」に沿った情報リテラシーを身に付け、活用する。
- ④ICTを活用することで、通知表や指導要録等の事務処理を軽減するとともに、より効果的な学校運営等に向けての見直しや、教職員の働き方改革への取組を推進する。
- ⑤ICT機器の管理、運用については、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」及び「学校情報セキュリティ対策基準等運用マニュアル」に沿って適切に行う。

(7) 学校図書館機能の充実について

- ①豊かな心を育てるとともに、主体的に問題解決や探究活動に取り組むことによって、言語能力や情報活用能力等を育成するため、学校図書館運営方針及び年間計画を策定する。
- ②策定した学校図書館運営方針及び年間計画に則って、司書教諭・学校司書を中心に、読書活動を推進し、学校全体で各教科等における学習や教科横断的・探求的な学習が充実するよう、学校図書館の効果的な活用に積極的に取り組む。
- ③児童が読書の楽しさを実感し、読書習慣と豊かな語彙力を身に付けられるように読書に対する興味・関心を高める工夫を行う。
- ④各学年の学習計画や児童の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行うことができるよう、学校図書館の環境整備を行う。
- ⑤文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料など、目的に応じて児童が選択し、主体的に読書活動を行えるような工夫をする。

(8) 人権教育について

- ①人権尊重の精神に立った学校園づくりを進め、すべての児童の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりを図る。

- ②枚方市の「人権教育基本方針」を踏まえ、人権教育を推進する。
- ③関係法令等を踏まえ、共生社会の実現をめざし、障害者に対する無理解や偏見等を取り除き、障害者の人権が尊重される教育を推進するため、障害についての理解を深める教育を系統的に実施する。
- ④児童虐待の防止にあたっては、児童が相談しやすい体制を構築するとともに、児童や保護者の状況把握と、未然防止、早期発見・早期対応に努める。
- ⑤男女共同参画社会の実現をめざした教育活動を適切に計画・実施する。
- ⑥児童の自尊意識を育み、文化の違いを互いに尊重し共に生きる力を育む教育を推進する。
- ⑦平和教育の指導にあたっては、生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて、適切に指導するとともに、国際社会の実態を踏まえて基本的事実をとらえる力を育て、平和と安全の確保について児童に主体的に考えさせるよう努める。さらに国際社会に貢献できる資質と態度を身に付けられるよう、平和教育を推進する。

(9) 支援教育について

- ①障害の有無にかかわらず、すべての児童の将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざし、その可能性を十分に引き出すとともに、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての児童がともに育ち合うよう、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努める。
- ②「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障害のある児童及び保護者の意向を受け止め、合意形成を図る。
- ③障害のある児童の指導にあたっては、人権教育や生徒指導の観点を踏まえ、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の適切な運営を行い、支援学級担任と通常の学級担任が連携するなど、全校的な支援体制のもとに教育活動を推進する。
- ④支援学級と通常の学級における、交流及び共同学習のより一層の充実、相互理解のさらなる推進に努める。
- ⑤支援学級において実施する特別の教育課程には、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るため、自立活動を編成する。また、各保護者とも連携の上、各教科の目標や内容を下学年に替える等、当該児童の障害の状況に応じて適切な教育課程の編成に努める。
- ⑥支援学級における指導の内容及び指導時数については、当該児童の障害の状況に応じて一人一人の教育的ニーズに的確に応えるものとし、学校と保護者・本人とが十分に話し合い、合意形成を図る。
- ⑦支援学級に在籍及び通級による指導を受けるすべての児童に対する指導にあたっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用し、個に応じた指導を充実させる。
- ⑧適切な支援を引き継いでいくことができるよう、幼稚園・保育所等、就学前施設及び医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携を深めるとともに、合理的配慮の観点を踏まえ、一人一人の障害の状況を把握し、就学前からの切れ目ない支援体制の構築に努める。
- ⑨医療的ケアが必要な児童及び基礎疾患がある児童等、重症化リスクの高い児童に対しては、主治医、学校医及び家庭との連絡をより一層進め、安全・安心に学校生活を送れるように適切な対応に努める。

(10) 健康教育について

- ①児童の体力状況を正確に把握・分析した上で、体力向上推進計画を作成する。また、授業等の工夫・改善を行い、体力づくりを推進する。
- ②学校における体育活動中の事故防止対策等について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図る。
- ③各活動場所については、体育活動に適した環境の整備を図るとともに、活動内容、児童の人数を踏まえ、安全に活動できるよう、十分な広さを確保する。また、技術指導においては、段階を踏んで具体

的に説明し、安全を確認しながら行う。

- ④授業等で使用する機材・用具などは、危険を予測し、日常的に安全点検を行う。特にゴールやテント等については、確実に固定する。
- ⑤児童に対し、体育活動に伴う危険性について理解させるとともに、安全のためのルールやきまりを順守するよう、徹底する。
- ⑥児童の実態を踏まえ、指導の内容、方法、指標等を決定し、食に関する指導を推進する。
- ⑦学校教育活動全体を通して保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、食物アレルギー等に係る事故防止に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行える体制を整える。
- ⑧食物アレルギーの既往症の無い児童の初発の事故が多く発生していることから、事故は、いつ、どこでも起きるものと想定し、すべての教職員が緊急時に対応できるよう留意し、校内研修を実施する。

(11) 安全について

- ①安全な学校環境を保持するため、常日頃から施設や設備等の異常がないかを確認するとともに、定期的に安全点検を実施し、事故の防止に努める。
- ②学校安全計画に基づく、災害や不審者等に備えた安全教育を充実させ、様々な事態を想定した実践的な防災・防犯訓練等を実施するなど、改善に努める。
- ③実効性のある危機管理マニュアルとなるよう点検・見直しを行い、日頃から教職員の連絡・参集・配備体制について周知徹底し、災害に備えた危機管理体制を確立する。
- ④児童の発達段階に合わせて、自ら危険を回避する力を育成する安全教育の充実を図る。
- ⑤防犯教育及び防災教育の充実を努める。
- ⑥保護者、地域、関係機関と連携しながら、登下校時の、一層の安全確保に努める。

(12) 生徒指導について

- ①日ごろから子どもの状況を把握し、ささいな変化を組織として見逃さない体制をつくる。
- ②児童の自己指導能力を育成するため、すべての児童への発達支持的生徒指導を推進する。
- ③心の教室相談員、スクールカウンセラー、地域の人材等を活用し、子どもへの教育相談体制を充実させる。
- ④体罰の根絶するために、正しい児童理解と信頼関係に基づく指導を行う。
- ⑤携帯電話等の取り扱いについては、その有用性・危険性を理解させるとともに、自ら対処できる力を育成する。
- ⑥ネット上の犯罪から児童を守るための支援体制を確立し、必要に応じて関係諸機関等と連携し対応する。

(13) いじめの防止と早期発見について

- ①「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域が連携し、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢でいじめの未然防止、早期発見・早期解消に努める。
- ②生起したいじめに対しては、事実を可能な限り網羅的に把握した上で、迅速かつ適切に対応するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家との協働に努め解決を図る。
- ③児童及びその保護者からいじめについて相談があった場合は、真摯に向き合い児童及びその保護者に寄り添い、傾聴する。

(14) 教職員の服務について

- ①日本国憲法、地方自治及び教育関連の法規法令の下、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行する。

- ②児童に対するセクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為は、重大な人権侵害・性暴力であり、断じて許すことはできないとの認識の下、防止・根絶に向けて組織的に取り組む。
- ③職務上知り得た情報等に対する守秘義務を遵守する。また、個人情報漏洩には、生命・身体を脅かす危険性もあることを認識し、個人情報保護法や枚方市の情報公開条例の趣旨に基づいた教育情報の管理・保管・引き継ぎ等の校内体制確立に努めるとともに、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に基づいた管理を行う。

(15) 教職員研修について

- ①初任者をはじめ、経験年数の少ない教職員の育成にあたっては、初任期教職員指導コーディネーターを活用した、日常的なOJTによる実践的な研修を組織的・継続的に推進する。ストレスチェックの集団分析結果を活用し、よりよい職場環境づくりに努める。
- ②学習指導要領に示されている「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。
- ③市教育委員会及び府教育庁が実施する研修については、資質・指導力を高めるため、積極的な受講に努める。
- ④教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、人権問題を正しく理解するとともに、豊かな人間性を身に付けられるよう努める。
- ⑤学校環境を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、主体性を発揮しながら、個別最適な学び、協働的な学びにより、教職生涯を通じて学び続けるといった、新たな教師の学びを実現する観点から、教員ごとに「研修等に関する記録」を作成する。

(16) 働き方改革について

- ①長時間勤務の縮減に向けた取組を進め、タイムマネジメントを意識した働き方を推進する。
- ②ストレスチェックの集団分析結果を活用し、よりよい職場環境づくりに努める。

(17) 学校・家庭・地域の連携について

- ①児童に必要な資質・能力とは何かを保護者や地域住民等と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組む。
- ②学校運営に係る経営方針及び重点目標や学校の抱える課題、日々の教育活動や非常時における対応等について、学校ブログ等に掲載し、地域や保護者に対して、積極的に学校の取組や子どもたちの状況等の情報の公表に努め、社会に開かれた教育課程と自律的な学校運営の実現を図る。
- ③保護者や地域住民等の理解や協力を得て、特色のある教育活動を展開するため、学校運営協議会等既存組織の活性化に努め、「地域とともにある学校づくり」のより一層の推進に努める。
- ④保護者や地域住民等との信頼関係を築きながら、学校の組織としての在り方の見直しや業務の改善を進めることで、「チーム学校」としての機能を果たせるよう努める。

(18) 社会教育と学校教育の連携について

- ①児童の文化・スポーツなどの体験活動に取り組む「枚方子どもいきいき広場」事業の実施団体への協力を図る。

(19) 児童の放課後対策について

- ①児童の健全育成や安全確保の観点から、留守家庭児童会室をはじめとする 総合型放課後事業と連携し、情報共有や学校施設の活用等、調整・協力体制を構築する。